

●規程改正の概要

要 旨	当機構における勤務実態に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。										
内 容	<p>○「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料の調整に係る調整数を定める給料の調整額の適用区分表（別表13）を改正する。 <p>給料の調整額の適用区分表（別表13）</p> <p>(1) 支給対象職員の追加 ゲノム解析センターに勤務する研究員が、危険な細菌・ウイルス等の病原体（核酸等を含む）を取り扱うことを常例としているため、調整額の支給対象に追加することとし、調整数2を適用することとする。</p> <p>(2) 支給対象所属名の変更等のための規定の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 中央病院の「病理検査科」を「病理診断科」とする。 ② 中央病院の「総合相談センター」を「地域連携センター」とする。 ③ 「保健所」を削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所への職員派遣を行っていないため、支給対象所属から削除する。 ④ あけぼの医療福祉センターの支給対象職員を一部追加・削除する。 <ul style="list-style-type: none"> ・放射線技師を派遣しているため、支給対象職員に追加する。 ・理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、歯科衛生士、心理判定員及び保健師の派遣を行っていないため、支給対象職員から削除する。 <p>※ 給料の調整は、職務の複雑、困難等の特殊性に対して給料月額を調整するものであり、職務の特殊性に応じて措置する調整数に、給料表・級ごとに定められた調整基本額を乗じた額を給料月額に加えて支給する。 給料の調整額は給料として取り扱われ、地域手当、期末・勤勉手当等の基礎となり、手当額に反映される。</p> <p>(参考) 研究職給料表の調整基本額</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1級</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>10,900円</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>14,500円</td> </tr> </table>	1級	8,000円	2級	9,300円	3級	10,900円	4級	11,700円	5級	14,500円
1級	8,000円										
2級	9,300円										
3級	10,900円										
4級	11,700円										
5級	14,500円										
施行期日	平成27年11月1日から施行する。										

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程新旧対照表（平成27年11月1日施行分）

別表13 給料の調整額の適用区分表（第37条、第48条関係）		別表13 給料の調整額の適用区分表（第37条、第48条関係）		
勤務場所	職員	勤務場所	職員	
法人本部	略	法人本部	略	
中央病院	(1)・(2) 略 (3) 検体検査科、生理検査科、病理診断科、輸血管理科又はゲノム解析センターに勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員及びこれを補助する職員 (4) 略 (5) 技能労務職員のうち、結核病棟に勤務する者並びに検体検査科、生理検査科、病理診断科及び輸血管理課において結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを主たる職務とする者 (6)～(10) 略 (11) 地域連携センターに勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員	中央病院	(1)・(2) 略 (3) 検体検査科、生理検査科、病理検査科又は輸血管理科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員及びこれを補助する職員 (4) 略 (5) 中央病院に勤務する技能労務職員のうち、結核病棟に勤務する者並びに検体検査科、生理検査科、病理検査科及び輸血管理課において結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを主たる職務とする者 (6)～(10) 略 (11) 総合相談センターに勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員	一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一
北病院	(1)～(7) 略	北病院	(1)～(7) 略	二

新		日	
(8) 精神病患者の看護 に直接従事する看護師又は准看護師を 補助することを常例とする技能労務職 員	略	(8) 北病院に勤務し、精神病患者の看護 に直接従事する看護師又は准看護師を 補助することを常例とする技能労務職 員	略
あけぼの医療 福祉センター	(1)・(2) 略 (3) 略	保健所 あけぼの医療 福祉センター	常時放射線の照射（撮影を含む。）を行 う放射線技師及びこれを補助する職員
(4)	四	(1)・(2) 略	二・五
(5)	二・五	(3) 略	四
(6)	二	(4) 理学療法士、作業療法士、あん摩マ ッサージ指圧師及び言語訓練に従事す る職員	二・五
(7)	二	(5) 略	一
(8)	二	(6) 略	一
(9)	二	(7) 歯科衛生士及び心理判定員	一
(10)	二	(8) 略	一・五
育精神福祉セ ンター	知的障害児又は知的障害者の教育、生活 支援及び作業指導に直接従事することを 本務とする看護師及び准看護師	知的障害児又は知的障害者の教育、生活 支援及び作業指導に直接従事することを 本務とする看護師、准看護師及び保健師	二

